

2015年度目録委員会記録 No.11

第11回委員会

日時：2016年3月19日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：渡邊委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、古川、村上、横山  
<事務局>磯部

[配布資料]

1. IFLA Names of Persons Japan (4ページ-A4、津田委員)
2. 整合性のチェック作業表-出版(4ページ-A4、横山委員)
3. 用語比較 (1ページ-A4、河野委員長)
4. 第IV部 D.0～.2 資料と個人・家族・団体との関連(第10次案)(16ページ-A4、古川委員)
5. 第III部セクション8第46章 個人・家族・団体との関連(13ページ-A4、村上委員)
6. 付録K(2ページ-A4、村上委員)
7. 序説・総説・属性総則に関するメモ(2016.3版)(2ページ-A4、渡邊委員長)
8. 新NCR序説(2016.3案)(10ページ-A4、渡邊委員長)
9. 第I部第0章総説(2016.3案)(10ページ-A4、渡邊委員長)
10. セクション1第1章属性総則(2016.3案)(20ページ-A4、渡邊委員長)
11. セクション2第2章#2.0体現形(通則)(2016.3案)(8ページ-A4、渡邊委員長)
12. 2015年度第10回目録委員会記録(案)(6ページ-A4、津田委員)
13. 2015年度第9回目録委員会記録(7ページ-A4)

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認
  - ・ 2015年度第10回記録案(資料12)について確認した。
2. NDL平成27年度書誌調整連絡会議(3/3)の終了
  - ・ 津田委員より上記会議の終了の報告が行われた。
  - ・ 会議で使用した新NCRの条文案は現在、NDLのHPで公開されており、会議記録等は4月中に公開予定。
3. IFLA Names of Persons Japanについて  
資料1をもとに確認した。
  - ・ 「Additional elements to names」の六代目が Numeration であることがわかるように Note のところに説明をつけた形にした。
  - ・ 3月末までに指摘等があれば意見を出し、最終版としてNDLからIFLAに回答する予定。
4. 古川委員の退任について
  - ・ 今年度末をもって、古川委員が退任することになった。

## [検討事項]

### 1. 注記について

資料 2 をもとに説明、検討を行い、作業方針を確認した。

- ・ 体现形の条文にある「～資料外の情報源から採用した場合は、その旨を注記またはその他の方法（コーディングや角がっこの使用など）で示す」に関し、これに対応する注記の条文がないことについて、注記の条文で指示することより例示等で示すこととする。
- ・ 注記の条文の「詳細」について、条文としては「～詳細を記録する。」とし、さらに例示も必要とする。
- ・ 和古書・漢籍について現段階では条項を作成しない。

### 2. 用語解説について

資料 3 をもとに説明、作業方針を確認した。

- ・ RDA と現 NCR と AACR の比較検討を行なっていく。
- ・ RDA にはなく現 NCR のみにある用語と、現 NCR と RDA の定義が違う用語の抽出を行う。

### 3. 資料と個人・家族・団体との関連 (#44) について

資料 4 をもとに説明、検討を行った。

- ・ #44.0.7 「注記」の本文を RDA に一致させる形に修正した。
- ・ 関連指示子のうち、「人形遣い」は、国語辞典にない「人形操演者」とせずこのままとする。
- ・ 関連指示子は職業ではなく資料における役割を表すものなので、なるべく「作曲者」のように「～者」とするが、RDA の原語に沿う日本語がない場合は「～家」のままとする。
- ・ 「editor」に関し、RDA6.27.14 「異なる個人・家族・団体による著作の集合」と RDA19.2.1.1 「[作成者の記録の] 範囲」では矛盾があり、19.2.1.1 では例外を認めているが、前回の委員会で例外を作らないと結論づけたので、「NCR において 19.2.1.1 の第 3 段落は無視する。」とのコメントを付した。

#### <44.0.5 「関連指示子」>

- ・ 関連指示子と識別子はセットとしてあり得るので「～識別子または典拠形アクセス・ポイントは一方または双方に～」とする。
- ・ コア・エレメントではないことが明らかなので、ので「～付加することができる。」の「ことができる」は削除する。
- ・ #44.0.2.1 「種類」と#44.0.5 「関連指示子」の「資料と個人・家族・団体との関連の種類～」の区別がつかなくなるため、#44.0.5 を「関連の詳細を表す」とする。
- ・ 上記 3 点の指摘をうけて「関連先の個人・家族・団体の識別子または典拠形アクセス・ポイントは一方または双方に、資料と個人・家族・団体との関連の詳細を表す関連指示子を付加する。」とする。
- ・ 4 月中に NDL へ目録委員会原案として送付を行なう予定。

### 4. 個人・家族・団体との関連 (#46) について

資料 5、6 をもとに説明、検討を行った。

- ・ #46.0.2 の「インスタンス」は使用せず、別の語を使用する。

<関連の章の構成>

- ・ 通則の「記録の方法」には関連指示子の項をおかず、関連指示子があれば、「記録の方法」の次に置く。
- ・ 「関連に関する説明」は RDA に合わせ、#46.1 以下の個々の種類の関連の条項の中に置く。
- ・ 「出典」と「データ作成者の注記」は章の末尾に配置する。

<付録 K>

- ・ #46 の条文案に対照した形である現在の並びにする。

## 5. 序説、総説、属性総則、体現形（通則）について

資料 8～11 をもとに説明、検討を行った。

<序説>

- ・ 英米目録規則第 2 版(Anglo-American Cataloging Rules.2nd ed.:AACR2)の版次は、「Second Edition」とする。
- ・ 「第 X 部」の数字について、現 NCR ではローマ数字を使用しているので踏襲してはどうかとの指摘があったが、ローマ数字の文字コード変換に失敗して正しく表記されないこともあり得るので、引き続き検討する。

<総説>

- ・ 「転記」「記録」「記述」等の用語の説明を行うことが考えられるが、各章の条文が固まった後の課題とする。

<属性総則>

- ・ 旧#1.9.2「資料自体の範囲」以下を体現形（通則）へ移動。優先情報源の構造が分かりにくい部分もあるが、仮公表も行なっているため、コメントを付したまま条文に改編は行なわないこととする。
- ・ #1.3「記述対象」の「ただし、和古書・漢籍、初期～作成する。」は現 NCR から引き継いでいるものだが、NII のコーディングのマニュアルレベルであり、目録規則で規定することではないのではないかとの指摘があった。この部分を削除して各目録作成機関の適用細則に任せるか、#1.3 の別法にして、個別資料ごとに、体現形に対する記述を作成することができるとするとの 2 つの案が出たが、保留とする。

<体現形（通則）>

- ・ 各実体の通則に関しては「記録の範囲」はなしとする。

次回以降の委員会の予定

4月16日（土）

5月21日（土）